

露 領 極 東
魚 類 及 毛 皮 資 源
下 卷

南滿洲鐵道株式會社
庶務部調查課編

露領極東の魚類及毛皮資源
下卷

500741

發行所 大阪毎日新聞社

昭和四年二月五日印刷
昭和四年二月十日發行

露領極東の魚類及毛皮資源

下卷

不許複製
定價

南滿洲鐵道株式會社編纂

代表者 佐田弘治 郎

印刷
人兼
荒木利一 郎
大阪府墨江郡美面村平尾四九九

印刷所 東亞印刷株式會社大連支店
大連市近江町九十一番地

發行所 大阪毎日新聞社
大阪市北區堂島(電話大阪四五〇番)

同 東京日日新聞社
東京市丸之内(電話東京二八〇〇番)

度量衡比較表

積地		容積						量									
一	デシヤチン	一	ウエドロ	一	立方チエイム	一	立方フート	一	立方ウエルシヨク	一	立方アルシシ (四〇九六立方ウエルシヨク)	一	立方サージュエン (二七立方アルシシ)	一	ドリーヤ	一	ゾロトニク (九六ドリーヤ)
	一〇、九二四・八〇六 ^{平方米}		二二・二九八五 ^{リットル}		一六・三八七 ^{立方尺}		二八三・六・八 ^{立方尺}		八七・八二四 ^{立方尺}		三五・八五七 ^{立方尺} 七・八九三		九・七三六 ^{立方尺}		〇・〇四四三三 ^英		四・二六五七五 ^英
	三三・〇四九・三三 ^{平方尺}		六・八七七 ^升		五八八・九四四 ^{立方分}		一・〇七五 ^{立方尺}		三・一五六五 ^{立方寸}		二・九二五六 ^{立方尺}		一・六二九五 ^{立方寸}		〇・〇二八四九 ^英		一・二三七五三 ^英
	一〇・九三三 ^前		一・二八七 ^斗		〇・五二一 ^{立方寸}		〇・八六四三 ^{立方尺}		二・六〇二七 ^{立方寸}		一〇・九七九〇五 ^{立方尺}		二九・一四七四三 ^{立方尺}		〇・〇〇二九二五 ^兩		〇・二四三六 ^兩
	一三、〇八・六 ^{平方尺}		三・二〇九六 ^{米ガロン}		一 ^{容積噸}		一 ^{容積噸}		五・三五九八 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		〇・〇〇五七九 ^{オンス}		〇・一五〇七 ^{オンス}
	二六・九九七 ^{平方尺}		〇・四三九四 ^{平方尺}		一 ^{容積噸}		一 ^{容積噸}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		〇・〇〇五七九 ^{オンス}		〇・一五〇七 ^{オンス}
	二五・九三九五 ^{平方尺}		二・七〇五六 ^{米ガロン}		一 ^{容積噸}		一 ^{容積噸}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		〇・〇〇五七九 ^{オンス}		〇・一五〇七 ^{オンス}
	二二・二九八五 ^{リットル}		三・二〇九六 ^{米ガロン}		一 ^{容積噸}		一 ^{容積噸}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		〇・〇〇五七九 ^{オンス}		〇・一五〇七 ^{オンス}
	一・二三八〇 ^{平方尺}		二・七〇五六 ^{米ガロン}		一 ^{容積噸}		一 ^{容積噸}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		〇・〇〇五七九 ^{オンス}		〇・一五〇七 ^{オンス}
	〇・七三七八四六五 ^{平方尺}		二・七〇五六 ^{米ガロン}		一 ^{容積噸}		一 ^{容積噸}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		〇・〇〇五七九 ^{オンス}		〇・一五〇七 ^{オンス}
	九五・六四九三 ^{平方尺}		二・七〇五六 ^{米ガロン}		一 ^{容積噸}		一 ^{容積噸}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		〇・〇〇五七九 ^{オンス}		〇・一五〇七 ^{オンス}
	一・一〇二六四四四 ^{平方尺}		二・七〇五六 ^{米ガロン}		一 ^{容積噸}		一 ^{容積噸}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		〇・〇〇五七九 ^{オンス}		〇・一五〇七 ^{オンス}
	一〇・九三三 ^前		二・七〇五六 ^{米ガロン}		一 ^{容積噸}		一 ^{容積噸}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		一三・六四九三七 ^{立方尺}		〇・〇〇五七九 ^{オンス}		〇・一五〇七 ^{オンス}

露領極東の魚類及毛皮資源 下卷

目次

第二篇	露領極東の毛皮資源	一
第一章	極東に於ける毛皮産額と毛皮貿易	一
第一節	極東は幾何の毛皮を與へ得るか	一
第二節	カムチャーツカヤ(勘察加)縣に於ける毛皮貿易	一六
第二章	露西亞毛皮の販路と市場	五九
第三章	一九二三年のコマンドルスキー群島	八九
第一節	地理的概要	八九
第二節	歴史的資料	九一
第三節	群島の現狀	九六
第四節	住民	一〇〇
第五節	學校	一〇八
第六節	無線電信局	一一〇

第七節	群島への食糧品及び必需品供給	一一一
第八節	獵業の監督	一一四
第九節	密 獵	一一六
第十節	臘豚獸及び臘虎蕃殖場の保護	一二〇
第十一節	橋 犬	一二一
第十二節	北 極 狐	一二四
第十三節	臘 豚 獸	一三四
第十四節	臘 虎	一四〇
第十五節	結 論	一四五

第四章 極東漁業生活の諸相……………一五五

第一節	管理機關	一五五
第二節	日本との相互關係	一五六
第三節	漁區貸付問題	一五八
第四節	海鼠漁業	一六三
第五節	昆布採取業	一六四

附 録 『日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約』……………一七五

下 卷 插 畫 目 次

第六節	捕 鯨 業……………	一六五
第七節	國營漁業の發生……………	一六六
第八節	食 鹽 問 題……………	一六九
第九節	極東漁獵業管理局の出版物……………	一七〇
第十節	博覽會と極東漁獵業管理局……………	一七二
第十一節	漁業規則の制定……………	一七三
第十二節	一九二三年漁期の漁況……………	一七三
第八十五圖	馴 鹿 の 群	
第八十六圖	勘察加に於ける獵師のキャンピング	
第八十七圖	網に依る黑貂獵	
第八十八圖	勘察加に於ける黑貂獵	
第八十九圖	チュコーツキイ半島に於ける馴鹿	
第九十圖	アナドキリに於けるノウオ・マリインスキイ監視所	

目 次

- 第九十一圖 春季氷上を進む旅行用ナルタ(犬橋)
- 第九十二圖 朝の旅行用ナルタ
- 第九十三圖 勘察加のペトロパウロフスク市
- 第九十四圖 臘虎の毛皮
- 第九十五圖 ヤクーツクの保塞
- 第九十六圖 ヤクート州森林中に於ける毛皮の運送
- 第九十七圖 西伯利極東外國貿易部が一九二二年知多に於て北極狐毛皮の品等類別を行ふ所
- 第九十八圖 西伯利極東外國貿易部が一九二二年哈爾濱へ輸出せるマンモスの牙
- 第九十九圖 一九二二年九月三―四日の荒天後
- 第 百 圖 ベーリング島ニコリスコエ村の海岸・端艇及び測候所
- 第百〇一圖 メードヌイ島のブレオブラジンスコエ村ミベスチャナヤ灣
- 第百〇二圖 ベーリング島サラナヤ河
- 第百〇三圖 メードヌイ島の臘肭獸蕃殖場『ウオドバード』
- 第百〇四圖 ベーリング島の臘肭獸蕃殖場
- 第百〇五圖 メードヌイ島の臘肭獸蕃殖場『セカチノエ』(セカチンスコエ?)
- 第百〇六圖 メードヌイ島の臘肭獸蕃殖場『レビヤジェ』の一部

露領極東の魚類及毛皮資源 下卷

第二篇 露領極東の毛皮資源

第一章 極東に於ける毛皮産額と毛皮貿易

第一節 極東は幾何の毛皮を與へ得るか

國民經濟の如何なる部門に於ても、露西亞に於ける狩獵業に關する程、及び特に毎年獵獲される毛皮の數量に關する程、意見の不一致及び正反對の意見の存するものはあるまい。

之は本問題を取扱へる著者等が毛皮の年産額を算定せるものに大なる差があり、或者は三億五千萬金留と書し、或者は三億金留と記し（ソロウイヨフ著『狩獵業の基礎』九一〇頁）、Основн охотопечения “Соловьёва, стр. 9-10 参照）又例へばバアス氏（P. Паск）は毛皮業に關するその種別記載（註）に於て全露西亞に於ける毛皮の年産額を算定するに當り一九二一年—一九一三年の平均年産額を五百萬枚とせざるに、同時期の農務及土地整理局年報は一九一三年の毛皮産額を三百萬枚と報じてゐるに見ても判る。

然るに、實際に於ては、一九二二年にニジニイ・ノウゴロドの定期市へ移入せられた諸種の毛皮のみにても千百五

十萬枚に達した。同時期に關する黑貂及び栗鼠の統計資料は一層區々にして、全く相互一致しない。例へば、吾人は或資料に於ては露西亞に於ける黑貂の年産額を二一五、〇〇〇枚と見、他の資料に於ては僅に四〇、〇〇〇枚と見、第三の資料に於ては二五、〇〇〇枚と見、第四の資料に於ては一五、〇〇〇枚とさへ見る。

凡て之等は、數多文獻の存するに拘らず、毛皮及び狩獵問題が殆ど全く研究されず、又調査されてをらぬことを示すものである。

次に極東に關して言へば、この地方に於ても亦、専門家殊に斯界の權威と思はるゝ人の間に於てさへ、斯かる珍妙なる現象が觀察される。例へばカ・ハ・ラウロフ(K. H. Лавров)氏は一九二三年刊行の『極東に於ける毛皮業』(„Пушной промысел на Дальнем Востоке“)を題する自著に於て、勘察加地方に於ける淡青色北極狐の年獵獲高を、コマンドルスキー群島を加へずして二、〇〇〇頭と見做してゐる。(實際は一―二頭宛獵獲されるので斯く多數に上る筈がない)。

又、ウエ・カ・アルセニエフ(B. K. Арсеньев)氏は沿海州地方のみの黑貂の年獵獲高を六、〇〇〇頭と算定してゐるが、他の人々の總ての情報、毛皮商の調査資料、外國競賣所の報告等に據れば、該地方に於ける黑貂の年獵獲高は二、〇〇〇頭を出でぬ。

察するに、斯かる顯著なる不一致の一主因は、狩獵問題が全體として研究困難なる外に、著者が往年の資料に基き獸類の獵獲高を自己の想像に依つて定めんとする傾向に在るらしい。

全露との比較に於て七五%迄の毛皮を市場に供給する極東及び西伯利に於ては、獸類狩獵業の集約的に行はるゝ、毛皮の價格騰貴も、狩獵業者の多數なるこのために、最近十年間に於て驚くべき獸類の減少を來し、且この獸類獵獲高の遞減は益々その歩を速めつゝある。この故に、例へば若し一〇一五年前に於ける獸類の年獵獲高を云々し、而して之等の數字に依り現在の年獵獲高を算出するにすれば、之は自覺的に大なる錯誤に陥ることを意味するものである。

余は數年を暮らし而して狩獵業及び毛皮業の研究に従事せる勸察加地方に關してのみ、語り得る根據を有するものであるが、此地方に關しても、多くの著者が黑貂の年獵獲高統計を屢々過大の方面に誤れるを確認せざるを得ない。

余は極東に於ける毛皮獸の獵獲高に關する問題に大なる慎重を以て對し、同時に極東が貴重なる毛皮獸の獵獲高に於て、自余の全西伯利及び歐露との比較に於て第一位を占むることを認め、並に本問題に關する多くの著者の資料を對照して、大なる過誤なく、最も概略的數字を以て、極東に於ける毛皮獸の獵獲高を算定せんことを試みるであらう。

茲に一言して置くが、極東なる語は(一)カムチャーツカヤ縣(勸察加縣)、(二)ヤクーツカヤ縣、(三)プリモールスカヤ縣(沿海縣)、(四)ブリアムールスカヤ縣(沿黑龍縣)、(五)アムールスカヤ縣(黑龍縣)、(六)ザバイカリスカヤ縣(後貝加爾縣)、(七)プリバイカリスカヤ縣(沿貝加爾縣)及び(八)サハリンスカヤ縣(薩哈

唹縣)を含む地方を意味するものである。

即ち右諸縣を包含する極東に於て、毎年平均して次の如く毛皮獸が獵獲される。

(1) 黒 貂 (Соболя)

カムチヤーツカヤ縣

ヤクーツカヤ縣

自 余 の 諸 縣

計

五、〇〇〇頭

二、五〇〇—三、〇〇〇頭

三、四〇〇頭

約 一、五〇〇頭

右は毛皮(生皮)一枚を平均一〇留に見做して一、二五〇、〇〇〇金留の金額となる。

(2) 諸種の狐 (Лисица разная) (北極狐を除く)

カムチヤーツカヤ縣

ヤクーツカヤ縣

ザバイカリスカヤ縣

プリバイカリスカヤ縣及びアムールスカヤ縣

自 余 の 諸 縣

計

五、〇〇〇頭

一、二、〇〇〇頭

六、〇〇〇頭

四、〇〇〇頭

一、〇〇〇頭

二八、〇〇〇頭

右は毛皮一枚を平均二五—三〇留ミ見做して七六五、〇〇〇金留の金額となる。

(3) 白色北極狐 (Белый песец)

ヤクーツカヤ縣

カムチャーツカヤ縣

計

右は毛皮一枚を平均四〇—四五留ミ見做して一、一三〇、〇〇〇金留の金額となる。

(4) 淡青色北極狐 (Голубой песец)

コンマンドルスキイ群島及び一部カムチャーツキイ及びチュコーツキイ地方

計

右は毛皮一枚を平均一五〇留ミ見做して一九五、〇〇〇金留の金額となる。

(5) 栗鼠 (Белка)

ヤクーツカヤ縣

ザバイカリスカヤ縣及びプリバイカリスカヤ縣

カムチャーツカヤ縣

アムールスカヤ縣及び自余の諸縣

第一章 極東に於ける毛皮産類と毛皮貿易

一五、〇〇〇頭

一五、〇〇〇頭

三〇、〇〇〇頭

一、一三〇、〇〇〇頭

一、三〇〇頭

一、三〇〇頭

七〇〇、〇〇〇頭

五〇〇、〇〇〇頭

二〇〇、〇〇〇頭

一五〇、〇〇〇頭

一五〇、〇〇〇頭

露領極東の魚類及毛皮資源

計

一、五五〇、〇〇〇頭

右は毛皮一枚を平均一留二五哥に見做して一、七五〇、〇〇〇金留の金額となる。

(6) 羆 (Бурий медведь)

カムチャヤーツカヤ縣

三、五〇〇頭

プリモールスカヤ縣及びブリアムールスカヤ縣

四五〇頭

ヤクーツカヤ縣

二五〇頭

アムールスカヤ縣

—

自 余 の 諸 縣

三〇〇頭

計

四、五〇〇頭

右は毛皮一枚を平均二五留に見做して一二、五〇〇金留の金額となる。

(7) 獺 (Барда)

カムチャヤーツカヤ縣

六〇〇頭

アムールスカヤ縣

二〇〇頭

プリモールスカヤ縣及びブリアムールスカヤ縣

四〇〇頭

自 余 の 諸 縣

四〇〇頭

計

一、六〇〇頭

右は毛皮一枚を平均六〇留に見做して一〇八、〇〇〇金留の金額となる。

(8) 膾 舘 獸 (Морской котик)

コンマンドルスキイ群島

計

一、〇〇〇頭
一、〇〇〇頭

右は毛皮一枚を平均三〇留に見做して三〇、〇〇〇金留の金額となる。

(9) 白 熊 (Белый медведь)

コルキムスキイ及びチュコーツキイ地方

計

三〇〇頭
三〇〇頭

右は毛皮一枚を平均一〇〇留に見做して三〇、〇〇〇金留の金額となる。

(10) 膾 虎 (Морской бар))

コンマンドルスキイ群島及び勘察加半島ロバートカ岬

計

三五頭
三五頭

右は毛皮一枚を平均一、二〇〇留に見做して四二、〇〇〇金留の金額となる。

今、右に列擧せる極東貴重獸の獵獲高を合計し、之を金留を以て表すに、次表の如くである（數字は計算の便宜上多少繰上げ又は切捨てられることがある）。

露領極東の魚類及毛皮資源

八

名稱	數量	金額
(1) 黑 貂	一一、五〇〇	一、二五〇、〇〇〇 _{金留}
(2) 諸 狐	二八、〇〇〇	七六五、〇〇〇
(3) 白色北極狐	三〇、〇〇〇	一、二三〇、〇〇〇
(4) 淡青色北極狐	一、三〇〇	一九五、〇〇〇
(5) 栗 鼠	一、五五〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
(6) 羆	四、五〇〇	一一〇、〇〇〇
(7) 獺	一、七〇〇	一〇〇、〇〇〇
(8) 膾 肭 獸	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
(9) 白 熊	三〇〇	三〇、〇〇〇
(10) 膾 虎	三五	四〇、〇〇〇
合 計		五、三五〇、〇〇〇

右に依り、概算的に、極東が與ふる毛皮の金額を先づ五百五十萬金留と見做すであらう。

右に列擧せる貴重毛皮獸の外に、極東は未ださほご貴重ならざる毛皮獸及び海獸の多くを與へる。

カムチャーツカヤ縣のみに於ても、之等毛皮の年産額が概略五〇〇、〇〇〇金留と算定される。